

令和4年1月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

| | |
|---------------------------------|---|
| 議案第1号 八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |
|---------------------------------|---|

議案第 1 号

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 4 年 1 月 26 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

連帯保証人及び保証人について見直しをするとともに、正当な理由なく奨学金を償還しない場合に償還期限の繰上げを行うためのものである。

議案第 号

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市奨学金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

連帯保証人及び保証人について見直しをするとともに、正当な理由なく奨学金を償還しない場合に償還期限の繰上げを行うためのものである。

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例

八戸市奨学金条例（昭和30年八戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「連帯保証人及び保証人を1人ずつ」を「次の各号に掲げる志願しようとする奨学生の区分に応じ、当該各号に定める数の連帯保証人を」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 一般奨学金又は第1種特別奨学金に係る奨学生 2人

(2) 第2種特別奨学金に係る奨学生 1人

第15条中「奨学生であった者が奨学金の繰上げ償還を申し出たときは、その」を「教育委員会は、奨学生であった者又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の」に改め、「償還期限」の次に「（第2号において「償還期限」という。）」を加え、「償還する」を「償還させる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 繰上げ償還を申し出たとき。

(2) 正当な理由がなくて償還期限までに償還しなかったとき。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第2項及び第15条第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る奨学金について適用し、施行日前になされた申請に係る奨学金については、なお従前の例による。

3 改正後の第15条第1号の規定は、施行日以後の償還に係る奨学金について適用する。この場合において、施行日前になされた申請に係る奨学金に対する同条の規定の適用については、同条中「連帯保証人」とあるのは、「連帯保証人若しくは保証人」とする。

八戸市奨学金条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(奨学生の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、志願者は、次の各号に掲げる志願しようとする奨学生の区分に応じ、当該各号に定める数の連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>(1) 一般奨学金又は第1種特別奨学金に係る奨学生 2人</p> <p>(2) 第2種特別奨学金に係る奨学生 1人</p> <p>(繰上げ償還)</p> <p>第15条 教育委員会は、奨学生であった者又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の一部又は全部について、第11条第1項若しくは第2項又は第12条第1項の規定により定められた償還期限 (第2号において「償還期限」という。) を繰り上げて償還させることができる。</p> <p>(1) 繰上げ償還を申し出たとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなくて償還期限までに償還しなかったとき。</p> | <p>(奨学生の申請)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、志願者は、<u>連帯保証人及び保証人を1人ずつ立てなければならぬ</u>。</p> <p>(繰上げ償還)</p> <p>第15条 <u>奨学生であった者が奨学金の繰上げ償還を申し出たときは、その全部又は一部について、第11条第1項若しくは第2項又は第12条第1項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還することができる。</u></p> |

